

温泉の表示徹底 環境省



環境省は12日、温泉に水を加たり、循環ろ過の表示を義務付けるため、年内に温泉法の施行規則を改正する方針を決定しました。各地で偽装をはかった温泉が相次いだため利用者への情報公開を徹底させ、信頼回復を目指す方針です。

中央環境審議会に温泉小委員会を設置し詳細を検討、本年度中に施行する予定です。

表示するのは、温泉への入浴剤の添加や加水、加温、循環ろ過などで、温泉施設経営者らに義務付けるとのことです。

現在は施設開設時に、源泉について行うだけで済む温泉の成分分析は、定期的な再分析の義務付けや浴槽での分析に改めることなどを検討する予定です。

また温泉小委員会では、温泉法を改正して温泉の定義などを見直すかどうかを検討するとのことです。

資料:2004年10月12日付 YAHOO!JAPAN ニュース(共同通信)

受注管理箇所 尾崎 将道

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

